

日本保育ソーシャルワーク学会紀要『保育ソーシャルワーク学研究』 の編集及び刊行に関する規程

(目的)

第1条 日本保育ソーシャルワーク学会（以下「本学会」という。）は、会員の研究成果の発表を目的として、紀要『保育ソーシャルワーク学研究』（以下「本誌」という。）を刊行する。

(編集者)

第2条 編集者は、紀要委員会（以下、「委員会」という。）とする。

(委員会)

第3条 委員会は、本学会の正会員から選出された5名以内の委員により構成され、委員の相互の互選により委員長を選出する。

2 委員長及び委員の任期は2ヵ年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(刊行)

第4条 本誌は、原則として年1回刊行する。

2 必要に応じて特別号を刊行することができる。

(費用)

第5条 刊行の費用は、本学会の機関誌刊行費をもってあてる。

(資格)

第6条 執筆者は、本学会に所属する会員（正会員）とする。

2 特別号の刊行においては、委員会の承認を得て、会員外の執筆を依頼することができる。

3 執筆者は、投稿に先だって、次条にかかげる7種の著作のうち、該当するものを明記した申込書を、委員会に提出しなければならない。

(著作の種類)

第7条 本誌に掲載する著作は、次の7種に分類する。

- 一 論文
- 二 研究ノート
- 三 研究資料
- 四 実践報告
- 五 翻訳
- 六 特別寄稿及びその他
- 七 書評

(査読)

第8条 投稿原稿は、本誌への掲載の適否を判断するため、査読を行うものとする。

2 査読者は、委員会の議を経て、委員長が依頼する。

3 査読者は、執筆者に秘す。

(疑義・不服への対応)

第9条 委員会は、投稿者から査読内容もしくは採否決定に関して疑義・不服が申し立てられた場合には、速やかに対応し、申立て者に回答する。なお、委員会の回答に疑義・不服がある場合、理事会に申立てることができる旨を付記する。

(配布)

第10条 本誌の配布先は、本会員ならびに、本学会に関係の深い他大学及び研究機関、施設の中から、委員会が選定する。

(細則)

第11条 本規程に関する細則は、別に定める内規による。

(規程の改廃)

第12条 本規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

1 本規程は、2014年4月1日から施行する。

2 本規程は、2015年11月21日から改正する。

3 本規程は、2019年4月1日から改正する。

4 本規程は、2022年4月1日から改正する。